

令和 8 年度行政経営研究会



日時 令和 8 年 4 月 24 日（金）
午後 2 時～
会場 ウェブ会議
（静岡県庁別館 20 階第一会議室 C）

次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 副会長指名

4 議事

（１）行政経営研究会設置要綱の改正

資料 1

（２）令和 7 年度活動報告及び令和 8 年度研究事項

資料 2

（３）意見交換

5 閉会

行政経営研究会設置要綱

改正前	改正後																
第 6 条 1 ～ 3 （略） 4 事務局に事務局長を置き、事務局長は、静岡県総務部<u>参事（地域振興担当）</u>をもって充てる。 別表（第 4 条関係） <table><tr><th colspan="2">行政経営研究会の構成員</th></tr><tr><td>静岡県</td><td>(略) <u>静岡県 総務部 参事（地域振興担当）</u> (略)</td></tr><tr><td>静岡県内市町</td><td>(略) 焼津市 <u>行政経営部長</u> (略)</td></tr><tr><td>静岡県市長会町村 会総合事務局</td><td>(略)</td></tr></table>	行政経営研究会の構成員		静岡県	(略) <u>静岡県 総務部 参事（地域振興担当）</u> (略)	静岡県内市町	(略) 焼津市 <u>行政経営部長</u> (略)	静岡県市長会町村 会総合事務局	(略)	第 6 条 1 ～ 3 （略） 4 事務局に事務局長を置き、事務局長は、静岡県総務部<u>市町行財政課長</u>をもって充てる。 別表（第 4 条関係） <table><tr><th colspan="2">行政経営研究会の構成員</th></tr><tr><td>静岡県</td><td>(略) <u>(削除)</u> (略)</td></tr><tr><td>静岡県内市町</td><td>(略) 焼津市 <u>企画部長</u> (略)</td></tr><tr><td>静岡県市長会町村 会総合事務局</td><td>(略)</td></tr></table>	行政経営研究会の構成員		静岡県	(略) <u>(削除)</u> (略)	静岡県内市町	(略) 焼津市 <u>企画部長</u> (略)	静岡県市長会町村 会総合事務局	(略)
行政経営研究会の構成員																	
静岡県	(略) <u>静岡県 総務部 参事（地域振興担当）</u> (略)																
静岡県内市町	(略) 焼津市 <u>行政経営部長</u> (略)																
静岡県市長会町村 会総合事務局	(略)																
行政経営研究会の構成員																	
静岡県	(略) <u>(削除)</u> (略)																
静岡県内市町	(略) 焼津市 <u>企画部長</u> (略)																
静岡県市長会町村 会総合事務局	(略)																

（目的）

第1条 静岡県及び静岡県内市町（以下「県市町」という。）は、静岡県全体の行政運営の効率化、最適化を目指し、県市町及び静岡県内市町間の連携を促進するとともに、県市町で共通する行政課題の解決に向けた研究及び検討（以下「研究等」という。）を行うため、行政経営研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

（研究等の対象）

第2条 研究会における研究等の対象は次のとおりとする。

- (1) 行政運営に係る事項であって、県市町が連携して研究等を行うことにより静岡県全体の行政運営の効率化、最適化に資すると見込まれるもの（既に解決に向けた研究又は検討の仕組みがあるものを除く。）
- (2) その他研究会が必要と認めるもの

（所掌事務）

第3条 研究会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県市町が連携して研究等を行う事項（以下「研究事項」という。）の決定に関すること
- (2) 研究事項に係る部会の設置の決定に関すること
- (3) 研究等の進捗管理に関すること
- (4) 研究等の結果を踏まえた県市町の具体的取組方針の決定に関すること
- (5) 研究等及び県市町の連携促進等に係る連絡調整に関すること
- (6) その他研究会の目的の達成に必要な事項に関すること

（研究会）

第4条 研究会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 研究会に会長及び副会長を置き、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。

会 長	静岡県総務部次長
副会長	静岡県内市町の構成員のうちから会長が指名する者（市及び町それぞれ1名とする。）

- 3 研究会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐する。
- 5 会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 6 会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

（部会）

第5条 部会は、研究会が決定した研究事項（以下「決定研究事項」という。）の具体的な研究等を行うため、研究会の決定により設置する。ただし、会長は、急を要するため研究会を招集する時間的な余裕がないなど必要と認めるときは、副会長に協議の上、研究事項及

び部会の設置を決定することができる。

- 2 会長は、前項ただし書きの規定による措置については、次の研究会の会議において報告するものとする。
- 3 部会は、決定研究事項に係る研究等の結果を踏まえた県市町の具体的取組方針案を作成し、研究会に報告するものとする。
- 4 部会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の決定研究事項に関係する職員をもって構成する。
- 5 部会に部会長を置き、部会長は、部会の構成員の互選により定める。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、これを主宰する。
- 7 部会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 8 部会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。
- 9 部会の庶務は、決定研究事項を所管する静岡県担当課室において処理し、事務局がその支援をするものとする。

(事務局)

- 第6条 研究会の所掌に係る企画、協議及び調整並びに庶務等を行うため、事務局を設置する。
- 2 事務局は、県市町から提案のあった研究希望事項（以下「研究希望事項」という。）のうち、静岡県全体の行政運営の効率化・最適化に資すると見込まれる研究事項案を選定し、研究会及び会長に報告するものとする。
 - 3 事務局は、第4条第2項の表に規定する副会長の属する市及び町の研究会担当課、静岡県市長会町村会総合事務局、静岡県総務部市町行財政課をもって構成する。
 - 4 事務局に事務局長を置き、事務局長は、静岡県総務部市町行財政課長をもって充てる。

(課題検討会)

- 第7条 事務局は、研究希望事項の検討等を行うために必要と認めるときは、課題検討会を設置することができる。
- 2 課題検討会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の研究希望事項に関係する職員をもって構成する。
 - 3 課題検討会の会議は、事務局が招集する。
 - 4 事務局は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
 - 5 課題検討会の庶務は、課題検討会の設置を希望した静岡県内市町または事務局において処理し、研究希望事項に関係する静岡県担当課室がその支援を行うものとする。

(会議の公開)

- 第8条 研究会及び部会の会議は公開を原則とする。ただし、研究会又は部会で協議の上、非公開とすることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月24日から施行する。

別表（第4条関係）

行政経営研究会の構成員	
静岡県	静岡県 総務部次長 静岡県 総務部 市町行財政課長 静岡県 賀茂地域局長 静岡県 東部地域局長 静岡県 中部地域局長 静岡県 西部地域局長
静岡県内市町	静岡市 総合政策局長 浜松市 総務部長 沼津市 政策推進部長 熱海市 経営企画部次長 三島市 企画戦略部長 富士宮市 総務部長 伊東市 企画部長 島田市 行政経営部長 富士市 総務部長 磐田市 企画部長 焼津市 <u>企画</u> 部長 掛川市 経営企画部長 藤枝市 企画創生部長 御殿場市 企画戦略部長 袋井市 企画部長 下田市 財務課長 裾野市 市長戦略部長 湖西市 企画部長 伊豆市 総務部長 御前崎市 総務部長 菊川市 企画財政部長 伊豆の国市 総務部長 牧之原市 総務部長 東伊豆町 総務課長 河津町 総務課長 南伊豆町 総務課長 松崎町 総務課長 西伊豆町 総務課長 函南町 総務部長 清水町 企画課長 長泉町 総務部長 小山町 企画総務部長 吉田町 企画課長 川根本町 総務課長 森町 参事兼総務課長
静岡州市長会町 村会総合事務局	事務局長

行政経営研究会

令和7年度活動報告及び令和8年度研究事項

令和8年4月24日

令和7年度及び令和8年度の研究事項(案)

【部会】

令和7年度(3)	取扱い	令和8年度(3)
A ファシリティマネジメントの推進	<u>継続</u>	A ファシリティマネジメントの推進
B ICT利活用	<u>継続</u>	B ICT利活用
C 公民連携・協働	<u>継続</u>	C 公民連携・協働

【課題検討会】

令和7年度 (9)	取扱い	令和8年度(7)
a 権限移譲事務受入体制の検討	<u>継続</u>	a 権限移譲事務受入体制の検討
b 地方公会計の活用	<u>継続</u>	b 地方公会計の活用
c 指定金融機関等に対する手数料	<u>継続</u>	c 指定金融機関等に対する手数料
d 持続的な土木インフラ維持	<u>継続</u> (改称)	d 職員の採用方策
e 多文化共生施策の推進	<u>継続</u>	e 多文化共生施策の推進
f 県内中小企業における人材確保対策	<u>継続</u>	f 県内中小企業における人材確保対策
g 文化芸術と多分野との連携による地域活性化	<u>継続</u>	g 文化芸術と多分野との連携による地域活性化
h マイナンバーカードの利活用等	<u>終了</u>	
i 人口減少を踏まえた行政運営のあり方	<u>終了</u>	

A ファシリティマネジメントの推進（行政経営課）

令和7年度の実績

○「資産経営研究会」の開催

- －講演会「ファシリティマネジメントの取組（富士市）」
- －意見交換会 議題「集約化・複合化 ほか」

R8.1.26 現地、オンライン併用での意見交換会（東海財務局ほか19市町）



○「静岡県官民連携実践塾（官民連携プラットフォーム）」の開催

(1) 第1回（R7.8.7）

- －対面による意見交換（サウンディング）（5案件）

(2) 第2回（R8.1.26）

- －対面による意見交換（サウンディング）（7案件）



A ファシリティマネジメントの推進（行政経営課）

令和8年度の研究方針（検討中）

○「資産経営研究会」の開催（継続）

- ー議題「県有施設等との集約化・複合化について具体的に検討」
- ・保有施設情報、未利用財産の情報（予定を含む）、施設の新設及び建替計画等について、情報共有を行う。
- ・上記結果に基づき、公共施設の集約化・複合化、未利用財産・未利用スペースの活用等の可能性について、研究・意見交換し具体的に検討する。



○静岡県官民連携実践塾（官民連携プラットフォーム）の開催（継続）

- ・市町合同で継続して実施する。
- ・どの市町でも参加・見学できる体制を構築する。
- ・参加者を増やす方法について検討する。



B ICT利活用部会(デジタル戦略課)

令和7年度の実績

○市町のDX支援

- ・市町における外部デジタル人材確保に向けた伴走支援
- ・eラーニングサービス、文書生成AIの共同調達
- ・情報収集サービスの案内

○国の最新情報等の提供

- ・情報システム標準化・クラウド移行コスト最適化に関する情報提供

B ICT利活用部会(デジタル戦略課)

令和8年度の研究方針

○市町のDX支援

- ・市町における外部デジタル人材確保に向けた伴走支援
- ・新たなデジタル技術の共同調達の検討
- ・情報システム標準化・共通化に関する情報提供

○国の最新情報等の提供

- ・デジタル庁、総務省等の取組の情報提供

C 公民連携・協働（行政経営課）

令和7年度の研究実績

【R7開催の様子】



○ 指定管理者制度

・「静岡県施設紹介フェア2025」の開催（R7.8.7）

参加者：7自治体

（県、静岡市、浜松市、富士市、掛川市、下田市、小山町）

開催内容

- （1）個別ブースでの施設紹介及び相談（4自治体10ブース）
- （2）希望企業等への施設紹介資料配布（会場に配架：7自治体44施設）

- ・指定管理者制度WGの開催（①R7.10書面開催／②R8.2書面開催）
 - － 市町提案に基づく指定管理者制度に関する課題解決、情報共有
 - － 各市町の要望に基づき書面にて開催

C 公民連携・協働（行政経営課）

令和8年度の研究方針

○ 指定管理者制度

- ・「静岡県施設紹介フェア2026」の開催（R8.8開催予定）
対面イベント形式での開催を計画予定
- ・指定管理者制度WGの開催（年2回を予定）
 - － 市町提案に基づく指定管理者制度に関する課題解決、情報共有
 - － 各市町の要望に基づき書面にて開催予定

【参考】指定管理者制度WG R7議題一覧

区分	議題	区分	議題
第1回	指定管理者による災害対応	第2回	指定管理者従業員の労働条件の確認方法について
第1回	指定管理から直営に戻す検討有無について	第2回	都市公園におけるレストランや販売施設の運営スキームについて
第1回	成果連動型民間委託契約方式(PFS)の導入状況について	第2回	指定管理者制度所管課の担当職員人工について
第1回	飲食に関する業務の取扱いについて	第2回	指定管理者が交代する際の引継ぎについて
第1回	指定管理施設における照明のLED化について	第2回	指定管理者選定委員会の設置単位や位置づけ等について
第1回	指定管理者の特殊な収入事例について	第2回	指定管理施設のネーミングライツ導入について
第1回	指定管理者への実績評価について		
第1回	指定管理料の見直し(物価高騰、賃金上昇への対応)		
第1回	使用料や利用料金の見直し(物価高騰、賃金上昇への対応)		
第1回	指定期間完了前の指定の取消について		

a 権限移譲事務受入体制の検討(市町行財政課)

令和7年度の研究結果(取組状況と成果)

<検討予定>

権限移譲事務の執行主体の見直し(市町からの事務の返還)



権限移譲事務の返還を希望した熱海市、松崎町と執行主体の見直しに向けた具体の検討を実施した。権限移譲事務を含む行政サービス維持の対応策を検討していくこととなった。

令和8年度の研究方針

<検討内容>

権限移譲事務の執行主体の見直し(市町からの事務の返還)

【概要】

市町及び庁内調査結果を踏まえ、移譲時からの事情の変化や見直し後の影響等を考慮の上、県と市町で詳細な検討を行う。

b 地方公会計の活用(市町行財政課)

<地方公共団体の財政運営上の課題>

- ・ 従来からの行政サービスを維持するための財源が不足
- ・ 基金を取崩して予算編成を行う団体の発生

持続可能な
財政運営への
赤信号

自ら原因を**分析**し、**予見性をもった財政運営**の実現を図る

公会計の活用

中長期財政シミュレーション
公共施設総合管理計画 など

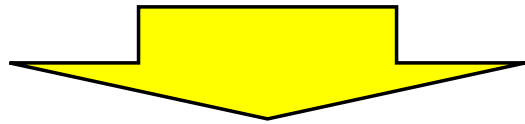
- ・ シミュレーション、計画の精度UP
- ・ データの客観性担保

b 地方公会計の活用(市町行財政課)

＜R7年度の活動実績＞

○中長期財政見通しの作成に向けた研究【新規】

- ・財務書類を活用し決算を分析
- ・決算と中長期財政見通しを比較し、差が生じている項目の中長期財政見通しの作成方法の妥当性を分析

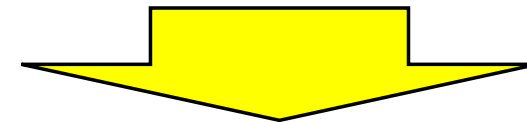


中長期財政見通しの作成方法を検証

＜R8年度活動方針＞

○中長期財政見通しの精緻化に向けた研究【継続】

- ・中長期財政見通しの予測値と決算値で乖離が大きい項目や予測値の精度が高くない項目の精緻化の方法を研究



＜将来的な目標＞

より現実的な推計による中長期財政見通しの作成

c 指定金融機関等に対する手数料(市町行財政課)

令和7年度の研究結果

【取組方針】

課題検討会の開催や定期的なフォローアップ調査の実施により、各市町の窓口収納手数料の実態や公金納付のデジタル化に係る対応について情報共有を図る。

【活動実績】

項目	主な内容
第1回課題検討会 (6/23 開催)	・総務省行政経営支援室から、eL-QRを活用した公金収納についての情報提供 ・県出納局から、窓口収納手数料負担への対応状況と公金収納のデジタル化についての進捗状況について情報提供 ・市町担当者から、公金収納のデジタル化の進捗状況や、金融機関からの窓口収納手数料の要望状況について情報共有
フォローアップ調査 (9月以降、計4回)	来年度の窓口収納手数料等の見込みや公金収納のデジタル化に係る進捗状況について共有

令和8年度の研究方針

引き続き、課題検討会の開催や定期的なフォローアップ調査の実施により、各市町の窓口収納手数料の実態や公金納付のデジタル化に係る対応について情報共有を図り、各市町における意思決定に資する取組をする。

d 持続的な土木インフラ維持（市町行財政課）

令和7年度の研究結果

- 令和4年12月に「技術職員の確保の課題検討会」として新規立ち上げ。
- 令和5年度の第2回以降、テーマを「持続的な土木インフラ維持」とし、土木技術職員の確保に加え、公共工事発注支援機関の活用や、共同発注といった発注手法まで研究範囲を拡大。
- 令和7年度の課題検討会の開催実績

回次	開催日	内 容
第1回	令和7年 9月5日	・ 公共工事発注者支援機関における支援内容の紹介（ふじのくにづくり支援センター、静岡県建築住宅まちづくりセンター） ・ 公共工事発注者支援機関の活用事例紹介（浜松市、伊豆の国市）
第2回	令和7年 11月21日	・ 群マネの手引きと事例紹介（静岡県建設政策課） ・ 土木施設の包括管理の取組事例の紹介（袋井市）

d 職員の採用方策(市町行財政課)

令和8年度の研究方針

【取組方針】

- 人口減少に伴う公務人材の不足は土木職員にとどまらない状況。
- そのため、令和8年度以降、研究対象を土木職から全職種に拡大し、課題検討会名も「職員採用の方策」に替える。
- 人口減少が進む賀茂地域において、モデル的に職員採用の方策の具体的な取組を検討する。

【研究内容（案）】

- 全職種の職員採用方策の先進事例の研究・共有。
- 賀茂地区においては、課題の抽出、市町のニーズを把握したうえで、具体的な取組の実施に向けて内容を検討する。
- 賀茂地区における取組内容を他地区の市町に報告し、有用事例を共有する。

e 多文化共生施策の推進(多文化共生課)

令和7年度の研究結果

■ 研究テーマ「外国人住民への情報提供」

<検討会開催実績>

○第一回会議

- ①事業説明:静岡県が多文化共生施策の取組と県民からの意見
- ②県と市町多文化共生担当課長による意見交換(外国人住民への情報提供)

○第二回会議

- ①外国人住民への情報提供の市町状況調査報告と県共通ガイドブックの作成
- ②講義:外国人受入体制整備事業とアウトリーチ事業(新規)の概要
(出入国在留管理庁)
- ③県と市町多文化共生担当課長による意見交換(令和8年度の新たな取組と今後の課題)



<成果>

- ・市町意見を反映させた県共通「外国人向け生活ガイドブック」の作成



e 多文化共生施策の推進（多文化共生課）

令和8年度の研究方針

・令和7年度の意見交換において市町から出た意見を元に、多文化共生施策に関する課題について勉強会や意見交換会を開催

<トピック例>

○地域日本語教育の運営上の課題や工夫

○外国人住民と日本人の多文化交流促進

○防災・災害時の外国人への情報提供と相談体制強化

・国・県の動きや市町の抱える課題を共有し、多文化共生施策の更なる推進を図る

f 県内中小企業における人材確保対策（産業人材課）

令和 7 年度の研究結果

○静岡県中小企業等採用活動支援モデル事業費補助金

- ・市町が実施する 3 つのモデル事業に県が事業費の2/3を補助【R 7 年度限り】

区 分		内 容
対象経費		市町が中小企業等の採用活動を支援するため、新たに事業を実施する際に要した経費
補助率等		2 / 3 以内、上限5,000千円/事業
補助 内容	長泉町	職業紹介事業者を利用し正社員を採用する際に、中小企業者等が支払う手数料等への補助に係る経費
	磐田市・湖西市	企業と学生・求職者との就職マッチングイベントの開催・周知に係る経費
	三島市	市内中小企業が企業ブランディングへの理解を深めるためのセミナーの実施に係る経費

○行政経営研究会

開催日	内 容
R7.10.20 (オンライン)	・モデル 3 事業について実施状況の共有
R8.2.20 (オンライン)	・モデル 3 事業の実施結果 ・県の令和 8 年度事業の共有 ・来年度以降の行政経営研究会について

f 県内中小企業における人材確保対策（産業人材課）

令和 8 年度の研究方針

○研究会（年 1 回程度を予定）

- ・ 県は、県施策（下記プロジェクトや奨学金返還支援制度等）や課題を共有
- ・ 市町は、市町の取組や課題を共有

○厚生労働省「地域活性化雇用創造プロジェクト」に静岡県が採択（R8-R10） →市町と情報共有を図りながら進めていく。

<静岡県提案内容>

項 目	内 容
事業テーマ	多様な人材の活躍による産業人材の確保・育成・定着
雇用創造分野	人手不足分野（製造業、建設業、情報通信業、運輸業、卸・小売業、宿泊・飲食サービス業、医療・福祉・等）
事業費	4.70億円（R8:1.57億円、R9:1.57億円、R10:1.57億円）
アウトカム	良質な雇用の創出 471人（R8:157人、R9:157人、R10:157人）
事業(一部)※	・企業向け採用ブランディング支援 ・若者が県内企業のインターンシップ等に申し込める特設サイトの解説 ・市町と連携した就職面接会

※市町向け補助金はなし。

g 文化芸術と多分野との連携による地域活性化(文化政策課)

令和7年度の研究結果

○課題検討会の開催実績

開催日	内 容	参加者
12/22	【多文化共生×アート】 1.講演「多文化共生政策の現状と課題-国と静岡県動きを中心に」 講師:高畑 幸教授(静岡県立大学) 2.多文化共生事業×アートの事例紹介 県内のアート活用事例発表等 3.ワークショップ(みんなの考える多文化共生な町とは)	84人 ※オンライン含む
2/13	【アートプロジェクト視察】 1.講演「三島満願芸術祭について」 講師:山森達也氏(芸術祭実行委員長) 2.三島満願芸術祭視察 3.ワークショップ(アートプロジェクト妄想)	27人
3/17	【アートによる空き家活用「fresh air」ガイドライン完成報告会】 1.パイロット事業「fresh air」3年間の取組紹介(アーツカウンシルしずおか) 2.「アートではじめる空き家活用ガイドライン」完成報告 発表者:戸井田 雄 氏 (Atelier & Hostelナギサウラ) 3.不動産業と大家の視点から「アートの効果」を考える 発表者:山田 知弘 氏 ((有)日の出企画) 4.クロストーク「アートによる空き家活用とはなにか」	48人

g 文化芸術と多分野との連携による地域活性化(文化政策課)

令和8年度の研究方針

【この検討会で目指すこと】

- 文化芸術の力を活用したまちづくり等の先進事例研究(アート×産業・観光・福祉など)
- 市町や部署の枠を超えた職員同士や多分野団体・企業、アーティスト等との対話による交流と情報交換を図る
- 各市町の文化行政等の状況把握による県が行う施策のブラッシュアップ



【スケジュール(案)】

令和8年度	開催時期
第1回	8～9月頃
第2回	11～12月頃
第3回	1～2月頃

- ・東・中・西部で巡回開催予定
- ・各地域で先進的な活動を展開する
キーパーソンによる取組紹介、意見交換
- ・アートの手法によるワークショップ 等

h マイナンバーカードの利活用等（市町行財政課）

令和7年度の研究結果

<検討内容>

○マイナンバーカードの更なる利活用策の検討・実施

- ・マイナンバーカードの利活用について全国の先進事例の共有
- ・電子証明書更新業務に係る郵便局への事務委託について
- ・マイナ免許証の継続利用申請について

令和8年度の研究方針

<経緯>

- ・マイナンバーカードの保有率（R8.2.28現在）： 本県 84.5%
- ・当課題検討会は、カードの普及促進を図ることを目的に開催していたが、静岡県におけるマイナンバーカードの人口に対する保有枚数率が8割に達していることから、一定程度普及したと判断。

<方針>

- ・課題検討会としての検討は行わず、マイナンバーカードに関する新たな動きや課題が生じた場合には、都度説明会や意見交換会を開催する。

i 人口減少を踏まえた行政運営のあり方(地域振興課)

令和7年度の研究結果

【取組方針】

人口減少・少子高齢化が急速に進行し、市町における公務人材や財源等の経営資源に大きな制約が見込まれる中で、持続可能な行政体制をいかに維持・確保していくのかが課題となっている。

人口減少は避けられないとの認識の下、2050年頃の地域の姿を見据えた人口減少・少子高齢化時代への「適応対策」について多角的な検討を行う。

【活動実績】

まずは、人口減少に伴い生じる地域の課題を把握するとともに、当該課題の解決に向けた施策の検討に当たっての契機とするため、人口減少の今後の見通し、見込まれる課題の内容、当該課題への対応方策等に関する有識者による講演会を県及び市町職員を対象に実施した。

日付	主な内容
5/16	○講師：静岡文化芸術大学 教授 田中 啓 氏 ○内容：2050年頃の人口減少の状況、生じることが見込まれる課題等
12/12	○講師：政策研究大学院大学 名誉教授 松谷 明彦 氏(元大蔵省職員) ○内容：・人口減少・少子高齢化の進行状況、今後の見通し ・国のこれまでの取組状況 ・自治体に求められる今後の対応(具体的な方策) 等

ⅰ 人口減少を踏まえた行政運営のあり方(地域振興課)

令和8年度の展開

【課題検討会設置後の状況】

- ・国は、令和8年1月に第34次地方制度調査会を設置し、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくための国・都道府県・市町村間の役割分担についての議論に着手
- ・令和8年度は、県全域の「2040基本指針」(令和8年3月・県企画部作成)をベースに、各地域局が主体となって「地域版2040基本指針」を作成予定



行政経営研究会における全県的な課題の把握から、地域局単位での現状把握、課題抽出・解決方策の検討に移行



【取組内容】

○賀茂地域

- ・既に地域の未来予測(現状把握・課題抽出)を取りまとめ済み
- ・賀茂地域広域連携会議に、人口減少に伴う公務人材の不足を起因とする今後の行政サービス提供体制の確保のための方策について広く議論する新たな専門部会を設置し、課題解決方策等を協議

○賀茂地域以外

- ・「地域版2040基本指針」の作成を通じて、各圏域の将来の姿を推計し、状況を「見える化」することで、想定される変化や課題を整理
- ・結果を市町等と共有することで、県部局や市町における施策立案等の参考としてもらう